

不動産の 公売広報

～和歌山地方税回収機構・御坊市・紀の川市・岩出市の
合同公売会に参加してみませんか～



期 日：平成30年12月4日（火）
場 所：和歌山県自治会館3階304会議室

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公 売 財 産 一 覧	6
3. 公売の一連の手順	7
4. 公売参加の手引	9
5. 記 載 例	13
1 本人が入札する場合	14
2 代理人が入札する場合	15
3 共同入札代表者が入札する場合	16
(1) 「入 札 書」	
(2) 「共同入札書」(入札書別紙)	
(3) 「共同入札代表者の届出書」	
6. 添 付 書 類	
「委 任 状」	18
7. 公売財産の明細	19

公 売 の 概 要

1. 公売期日及び会場

公 売 期 日 及 び 会 場	公 売 財 産 の 売却区分番号
平成30年12月4日(火) 和歌山県自治会館 304会議室 (和歌山市茶屋ノ丁2番1)	御 坊 30-1 紀 市 30-1 岩出市 30-1 機 構 30-1

2. 公 売 財 産

「公売財産一覧」(P.6)及び「公売財産の明細」(P.19~P.42)をご覧ください。

なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

○御坊市	(売却区分番号 御 坊 30-1)
○紀の川市	(売却区分番号 紀 市 30-1)
○岩出市	(売却区分番号 岩出市 30-1)
○和歌山地方税回収機構	(売却区分番号 機 構 30-1)

3. 公 売 方 法

入 札

4. 入 札 時 間

公売期日の14時00分~14時20分まで

注) 13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行いますので、説明を聞いた上で入札してください。

5. 公売保証金納付期限

公売期日の13時30分~14時10分まで

6. 開 札 時 刻

公売期日の14時20分

7. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公 売 財 産 の 売 却 区 分 番 号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
御 坊 30-1	平成30年12月11日(火) 10時30分 御坊市 税務課	平成30年12月11日(火) 11時30分
紀 市 30-1	平成30年12月11日(火) 10時30分 紀の川市 収納対策課	平成30年12月11日(火) 11時30分
岩出市 30-1	平成30年12月11日(火) 10時30分 岩出市 税務課	平成30年12月11日(火) 11時30分
機 構 30-1	平成30年12月11日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	平成30年12月11日(火) 11時30分

注) 公売財産により場所が異なります。

8. 入札時の携行品等

○ 公売保証金・・・公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし振出日から起算して7日を経過していないもの。）でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

○ 印鑑・・・入札者が個人の場合は個人の印鑑。

入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。

代理人が入札する場合は代理人の印鑑。

○ 収入印紙・・・公売保証金の返還に当たって、公売保証金の金額が5万円以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）の場合に必要です。また、入札予定公売財産に係る実施機関（2. 参照）ごとに1枚必要となります

○ 本人確認証等・・・入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明証。法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。

○ 委任状・・・代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。

○ 買受適格証明書・・・公売財産が農地の場合に必要です。

◎ 共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに必要です。）届出書は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。

9. 注 意 事 項

※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認の上で入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、和歌山地方税回収機構・市町村は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産については、税の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。

※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取消します。

※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

※ 公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。

※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

「お問い合わせ先」

公売への参加方法・手続きについて		和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640（直通） ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
公売財産の詳細、落札後の手続きについて	御 坊 30-1	御坊市 税務課 電話 0738-23-5504（直通）
	紀 市 30-1	紀の川市 収納対策課 電話0736-77-0814（直通）
	岩出市 30-1	岩出市 税務課 電話0736-62-2141（代表）
	機 構 30-1	和歌山地方税回収機構「不動産公売担当」 電話073-422-3640（直通）

公売財産一覧

売却区分 番号	見積価額（円）	公 売 財 産	
	公売保証金（円）	種類	所 在 地 等
御 坊 30-1	5,330,000 円	宅地	所 在 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番 662番7 地 目 宅地 地 積 115. 86㎡
	550,000 円		所 在 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番 662番8 地 目 宅地 地 積 115. 87 ㎡
紀 市 30-1	2,720,000 円	宅地	所 在 紀の川市貴志川町尼寺字浦ノ坪 地 番 1 番5 地 目 宅地 地 積 154. 61 ㎡
	280,000 円	居宅	所 在 紀の川市貴志川町尼寺字浦ノ坪 1 番地 5 家屋番号 1 番5 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺2階建 床 面 積 1階 56. 12㎡ 2階 53. 84㎡
岩出市 30-1	850,000 円	宅地	所 在 紀の川市後田字大畝町 地 番 278 番 18 地 目 宅地 地 積 159. 46㎡
	90,000 円		
機 構 30-1	1,843,000 円	宅地	所 在 新宮市王子町三丁目 地 番 8021 番 19 地 目 宅地 地 積 169. 80㎡
	190,000 円	居宅・物置	所 在 新宮市王子町三丁目 8021 番地 19 家屋番号 8021 番 19 種 類 居宅・物置 構 造 コンクリートブロック木造陸屋根ビニール板葺 平家建 床 面 積 122. 83㎡

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1. 受付（13：00～ ）

- ① 公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ② 受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③ 次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

2. 公売保証金の受付（13：30～14：10）

- ① 受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日ご案内します）。
- ② 代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。
- ③ 公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）、「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

3. 入札（14：00～14：20）

- ① 公売財産の明細(P.19～)を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
- ③ 「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑で封印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4. 開札（14：20～ ）

- ① 係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ② 入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③ 最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

5. 公売保証金の返還

- ① 最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ② 領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③ 営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200 円)の貼付が必要です。

6. 最高価申込者と次順位買受申込者

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

公売財産一覧・・・・・・・・・・	6 ページ
入札書	}・・・・ 13～18ページ
共同入札書	
共同入札代表者の届出	
委任状	
公売財産の明細・・・・・・・・・・	19～42ページ

公 売 参 加 の 手 引

①公売参加資格	1. 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、市町村長から公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条、第108条該当者）及び当該税の滞納者は、公売に参加できません。 2. 代理人が入札する場合は、本人の委任状（18ページ参照）が必要です。 また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（17ページ(3)参照）を提出してください。 3. 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。
②公売保証金	1. 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の金額については、「公売財産一覧」及び公売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。 2. 公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）で、公売当日に会場で納付してください。 なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）
③入札	1. 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け後、入札者の方の印鑑で封印してください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。 2. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
④開札	入札書は、入札者の面前で開札します。

⑤最高価申込者の決定	1. 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。 また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。 さらにこれらの者は国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。
⑥次順位買受申込者の決定	1. 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。 2. 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り。）で入札した者から次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。 3. 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「⑧買受申込みの取消」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「⑩売却決定の取消等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。
⑦再入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再入札を行う場合があります。
⑧買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
⑨売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をもって売却決定を行います。 なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「⑥次順位買受申込者の決定」の項3参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

⑩売却決定の 取消等	1. 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
⑪公売保証金の 返還と市町村 への帰属	1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書（実施機関ごと）に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市町村に帰属します。
⑫権利移転の 時期等	1. 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会又は知事の許可若しくは届出の受理が必要です。 2. 公売財産に係る危険負担は、1の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提出してください。

⑬権利移転手続	公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・市町村が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。 (1) 売却決定通知書 (2) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証 (3) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書 (4) 登録免許税相当額の領収証書 (5) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料 (6) (公売財産が農地の場合) 農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」 (7) 電子申請対象登記所（オンライン指定庁）管内の物件については登記識別情報の通知に関する確認書
---------	---

記 載 例

(注) ○ 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のないように記載してください。

○ 記載事項は、文中_____線部分の各項目を記入してください。

1. 本人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書																																																										
平成〇〇年××月△△日																																																										
和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長)																																																										
入 札 者	住 所 (所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号																																																								
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ																																																								
	氏 名 (名称)	若 山 健太郎																																																								
代 理 人	住 所																																																									
	フリガナ																																																									
	氏 名																																																									
公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">売却区分番号</th> <th colspan="10">入 札 価 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 1.5em;">1</td> <td style="width: 5%;">十億</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千万</td> <td style="width: 5%;">百万</td> <td style="width: 5%;">十万</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: 1.5em;">¥</td> <td style="font-size: 1.5em;">3</td> <td style="font-size: 1.5em;">4</td> <td style="font-size: 1.5em;">0</td> <td style="font-size: 1.5em;">0</td> <td style="font-size: 1.5em;">0</td> <td style="font-size: 1.5em;">0</td> <td style="font-size: 1.5em;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center; padding: 5px;">公 売 財 産 の 名 称 等</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="padding: 10px;"> 和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅 地 入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。 </td> </tr> </table>					売却区分番号	入 札 価 額										1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円			¥	3	4	0	0	0	0	0	公 売 財 産 の 名 称 等											和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅 地 入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。										
売却区分番号	入 札 価 額																																																									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																																																
			¥	3	4	0	0	0	0	0																																																
公 売 財 産 の 名 称 等																																																										
和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅 地 入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。																																																										
(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は判別に、インク又はボールペンで書いてください。 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。																																																										
次順位による買受けの申し込みをします。 住所（居所）・所在地 氏名・名称 印																																																										

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

2. 代理人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。
本人及び代理人の氏名を記載してください。
氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書

平成〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

入 札 者	住 所 (所在地)	和歌山市〇通1丁目△△番××号
	フリガナ 氏 名 (名称)	ワカヤマ ケンタロウ 若 山 健太郎
代 理 人	住 所	和歌山市〇〇通5丁目××番△△号
	フリガナ 氏 名	キシウ ハナコ 紀 州 花 子

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	4	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅 地										

入札書には、予め売却区分番号、
公売財産の名称等を記載してい
ます。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定をします。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

⑨

3. 共同入札代表者が入札する場合

(1) 「入札書」

この入札書 及び「共同入札書（入札書別紙）」を
一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏
名にはフリガナを付けてください。

入 札 書

平成〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

入 札 者	住 所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏 名 (名称)	若 山 健 太 郎
代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区 番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万 ¥	百万 3	十万 4	万 0	千 0	百 0	十 0	円 0
公 売 財 産 の 名 称 等										

和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号
宅 地

入札書には、予め売却区分番号、
公売財産の名称等を記載してい
ます。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定をします。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

⑨

(2) 共同入札書（入札書別紙）（ただし、原本はA4サイズ）

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

共同入札書

公 売 公 告 第 〇〇 号
売 却 区 分 第 〇 号

住 所	氏 名	持 分	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	若山 健太郎
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	073-123-4567

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

（注）備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書（入札書別紙）は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。この用紙が必要な方は、「お問い合わせ先」（P4）でも用意しております。

(3) 共同入札代表者の届出書（但し、原本はA4サイズ）

和歌山地方税回収機構管理者 様
（〇〇〇市長）

共同入札代表者の届出

平成〇〇年××月△△日公売実施の売却区分第 〇〇 号物件の入札に当たり
（住所）和歌山市〇〇通1丁目△△番××号（氏名）若山 健太郎 を共同入札代表者に
決めましたのでお届けします。

平成〇〇年××月△△日

共同入札者

住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	㊤	073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	㊤	073-765-4321	

注）1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※ 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

委任状（文例）

平成 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様

（〇〇〇市長）

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

（委任者） 住 所 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号

氏 名 若 山 健太郎

印

電 話 0 7 3 （ × × × ） 1 2 3 4

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

（受任者） 住 所 和歌山市〇〇町△△△番地の×

氏 名 紀 州 花 子

電 話 0 7 3 （ × × × ） 0 2 3 4

委任事項

平成××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限

※（この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームページでご用意しております。）

公売財産の明細

- (注) ○ 「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のものです、現況が変動している場合があります。
- 「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

(売却区分番号)	(該当ページ)
御 坊 30-1	20～24
紀 市 30-1	25～30
岩出市 30-1	31～36
機 構 30-1	37～42

公売財産明細書

売却区分 番 号	御坊30-1	見 積 価 額	5, 3 3 0, 0 0 0円
		公売保証金	5 5 0, 0 0 0円
公売財産の表示	1 所 在：御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番：6 6 2 番 7 地 目：宅地 地 積：1 1 5. 8 6 m² 2 所 在：御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番：6 6 2 番 8 地 目：宅地 地 積：1 1 5. 8 7 m² 以上登記簿による表示		
	概要 公売財産の 対象不動産は、紀州鉄道「西御坊」駅の南東約 1.3km（直線距離）付近に位置し、近隣地域の範囲は対象地の東方約 150m、北方約 30m、南方約 120m の宅地地域である。 当該地域は、御坊市ほぼ中心部に位置する塩屋町北塩屋地区に所在し、一般住宅、店舗等が混在する地域である。 対象不動産は、バス停「天田橋」より東方徒歩約 3 分の距離にある。 対象不動産は、北側が幅員約 4.5m の舗装市道に面し、路面とほぼ等高の平坦地で、間口（北側）約 10m×奥行（西側）約 20m の長方形画地である。		
法的規制等、利用状況	【利用状況】 供給処理施設 電気、水道及び排水施設等の敷設は可能 【法的規制等】 非線引都市計画区域（無指定地域） （建ぺい率 70%、容積率 200%） 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地「天田古墳群」に指定		

売却区分番号：御坊30-1

公 売 条 件 そ の 他	● 公売財産は、一括して公売します。 ● 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ● 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ● 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。 ● 買受人は公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。 ● 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ● 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえに入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。 ● 御坊市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。御坊市は関与いたしません。 ● 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および御坊市に担保責任は生じません。 ● 御坊市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。 ● 税の納付等により公売を中止する場合があります。
-------------------------------------	--

売却区分番号：御坊30-1

所在図（広域）



所在図（詳細）



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：御坊30-1

見取図



売却区分番号：御坊30-1

現 況 写 真

現場北西側より撮影



現場北側より撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番号	紀市30-1	見積価額	2,720,000円
		公売保証金	280,000円
公売財産の表示	(土地) 所在地 紀の川市貴志川町尼寺字浦ノ坪 地番 1番5 地目 宅地 地積 154.61㎡ (建物) 所在地 紀の川市貴志川町尼寺字浦ノ坪1番地5 家屋番号 1番5 種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺2階建 床面積 1階 56.12㎡ 2階 53.84㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	対象不動産は、わかやま電鉄貴志川線甘露寺前駅の北東方約1.3km（直線距離）に位置する。 近隣地域の範囲は対象不動産の東方約450m、西方約100m、南方約200m、北方約150mの住宅地域である。 土地は北側及び西側において幅員約4mの舗装市道に面する。北側間口約14m、奥行約11m、規模154.61㎡のほぼ長方形画地で、路面とほぼ等高の土地である。		
法的状況、利用状況等	非線引都市計画区域で無指定地域（指定建ぺい率70%、指定容積率200%） 対象不動産は、建物が所在する建付地。文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「尼寺観音寺跡」に指定されている。また土壌汚染の有無については、従前の利用状況及び周辺土地の利用の現況並びに行政機関への聴取等により、法令上の規制は認められない。建物は昭和60年7月頃建築の木造セメント瓦葺2階建居宅で、外観調査から使用資材の質及び量、施工の程度は普通であり、維持管理の状況等は普通である。建物内部における仕上げ等の詳細は不明である。尚、対象建物には所有者が居住している。 電気、水道及び排水施設等は完備。 都市ガス なし 下水道 なし		

公 売 条 件 そ の 他	●境界は、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。 ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要する。 ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえに入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。 ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ●権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人に負担となります。 ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。
-------------------------------------	--

売却区分番号：紀市30-1

所在図（広域）



所在図（詳細）

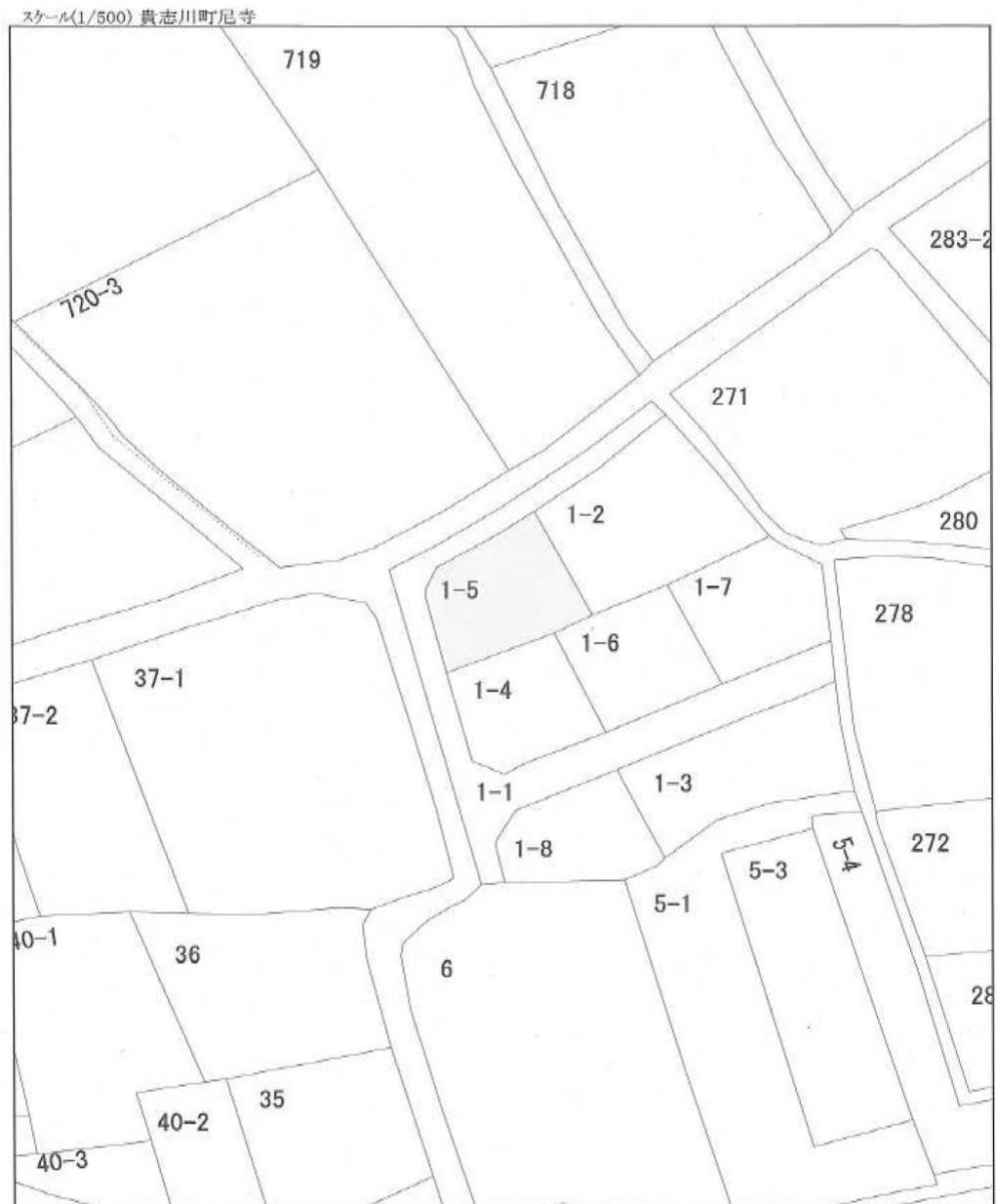


(注) 地図はおおよその場所を示しているの、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：紀市30-1

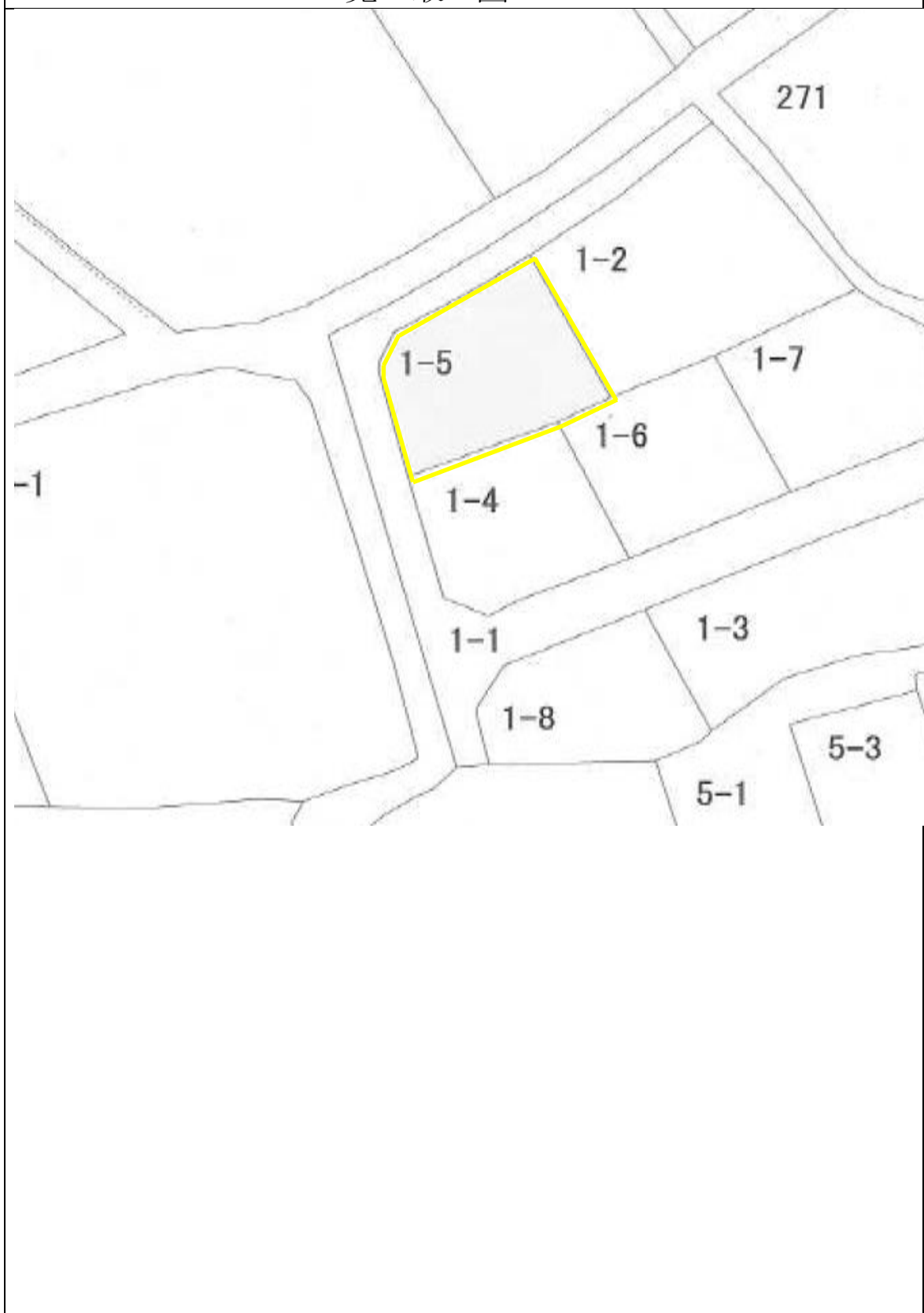
見 取 図

地図による表示



売却区分番号：紀市30-1

見 取 図



売却区分番号：紀市30-1

現況写真

西から撮影



北東から撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番 号	岩出市 30-1	見 積 価 額	850,000円
		公売保証金	90,000円
公売財産の表示	公売財産（不動産）の表示（登記簿の表示による） 1 所 在 紀の川市後田字大畝町 地 番 278番18 地 目 宅地 地 積 159.46㎡		
公売財産の概要	不動産の概要 ●対象不動産は、JR和歌山線「名手」駅の南西方約1kmに位置する。 ●対象不動産は、東側が幅員約6mの舗装私道にほぼ等高に接面している。間口（東側）約32m×奥行（南側）約5mの不整形の平坦な画地である。 ●当該地域は、民間業者が開発した中規模の分譲住宅団地である。		
法的規制等 利用状況	【利用状況】 ● 供給処理施設 上水道 無 下水道 無 ガス配管 無 ●対象不動産の北側部分は、北から順に、近隣住民のための通路、プロパンガス庫（工作物）、ゴミ集積場（工作物）として、それぞれ使用されており、南東端部分は、近隣住民のためのゴミ集積場（工作物）、ホース格納庫（動産）設置場所として利用されている。対象不動産は将来的にも用途の利用制限を受ける可能性もある。なお、本土地上の工作物、動産について、土地使用料などの金銭のやり取りはなく契約等もないとのこと。 ●対象不動産北側及び南東側に電柱が存在している。 【法的規制等】 ●土壌汚染の有無とその状態：対象不動産は、登記簿により古くからの宅地であるものと思料されるが、工場などが建築されていた形跡を確認することができなかった。しかし、地質調査などを行ったわけではなく、汚染の有無などは不明である。 ●非線引都市計画区域（用途無指定地域） （建ぺい率 70%、容積率 200%）		

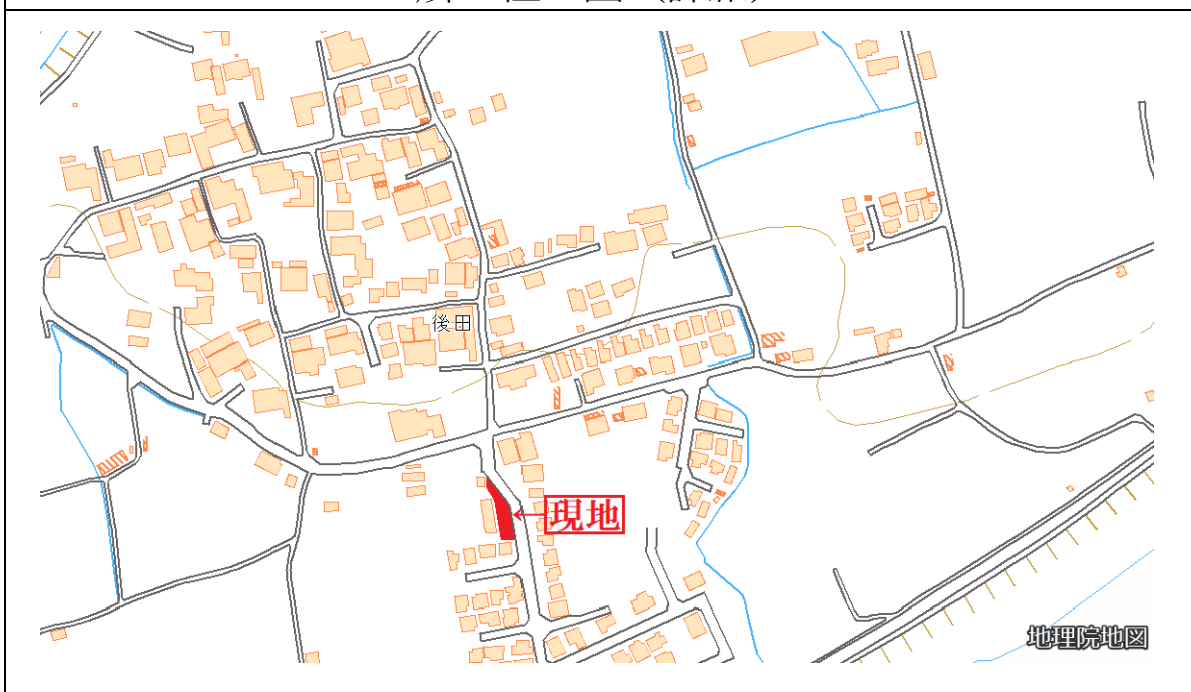
公 売 条 件 そ の 他	●公売財産は、一括して公売します。 ●公売財産上にある動産は、公売の対象外です。 ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。 ●岩出市は、引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。岩出市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び岩出市に瑕疵担保責任は生じません。 ●岩出市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は、買受人の負担となります。 ●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。
--------------------------	---

売却区分番号：岩出市30-1

所在図（広域）



所在図（詳細）



(注) 地図はおおよその場所を示しているのので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

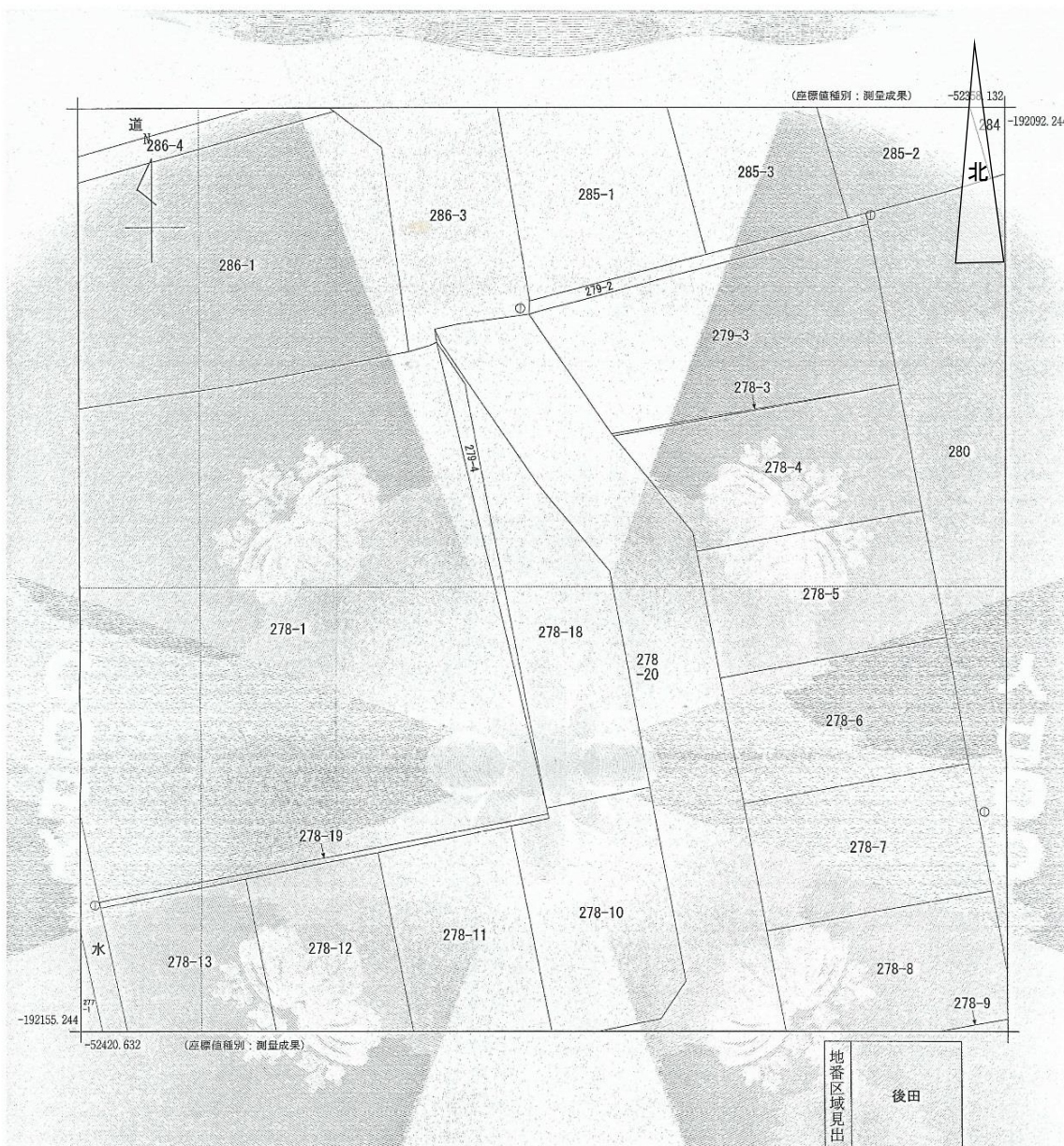
※出典：国土地理院ウェブサイト (URL:<https://maps.gsi.go.jp>)

※出典元画像を一部加工しております。

売却区分番号：岩出市30-1

見取図

法務局：公図より



請求部	所在地	紀の川市後田字大畝町				地番	278番18	
出力縮尺	1/250	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日	平成21年3月				備付年月日(原図)	平成22年10月25日	補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成30年9月19日
和歌山地方法務局岩出出張所
請求番号：3-2
登記官

山田勝久



公用

売却区分番号：岩出市30-1

現 況 写 真

北より撮影



南東より撮影



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

売却区分番号：岩出市30-1

現 況 写 真

北西より撮影



東より（北端部）



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

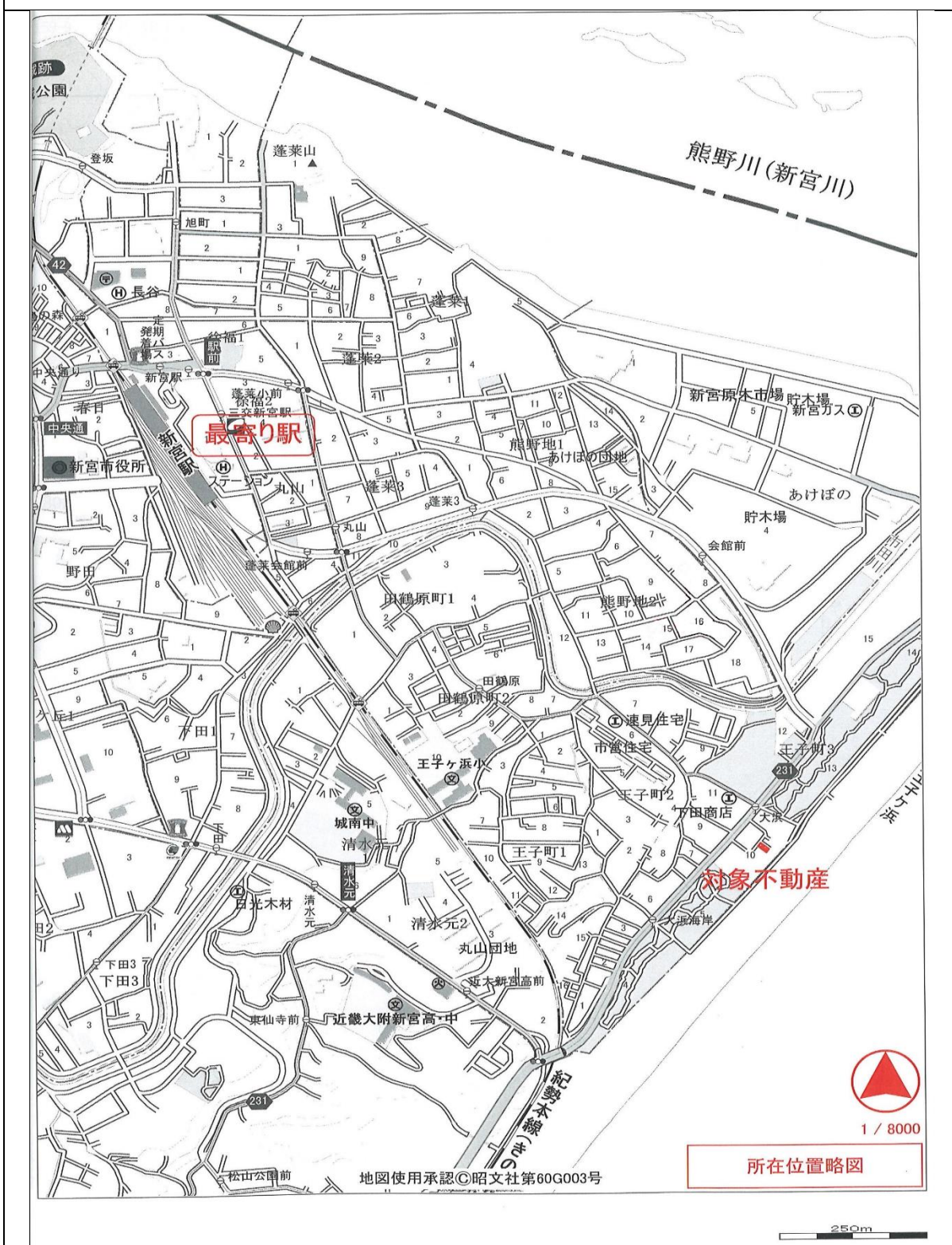
公売財産明細書

売却区分 番 号	機構 30-1	見 積 価 額	1, 843, 000円
		公売保証金	190, 000円
公売財産の表示 (一括で公売)	【土 地】 所 在 新宮市王子町三丁目 地 番 8021番19 地 目 宅地 地 積 169.80㎡ 【建 物】 所 在 新宮市王子町三丁目8021番地19 家屋番号 8021番19 種 類 居宅・物置 構 造 コンクリートブロック木造陸屋根ビニール板葺平家建 床 面 積 122.83㎡ 築年月日 昭和53年11月2日 新築 以上 登記簿による表示		
公売財産の概要	【土地】 ●対象不動産はJR紀勢本線「新宮」駅の南東約1.5kmに位置する。 ●対象不動産は、北西側が幅員4.6mの舗装私道に等高に接面している。間口約8m×奥行約20mの平坦な長方形地である。 ●当該地域は、海岸から近く国有林に隣接しており、戸建住宅、作業所、駐車場等からなる住宅地である。近隣地域及び周辺地域は市内中心部から比較的近い。 【建物】 ●主体：木、コンクリートブロック ●屋根：陸屋根 外壁：リシン吹付け、コンクリートブロックほか ●内壁：吹付け、板張りほか 天井：クロスほか 床：板張りほか ●建具：アルミ製ほか ●付帯設備：外観調査のため不詳 ●設計・意匠：戸建住宅として設計され、標準的な設計である ●外構工事等：舗床、植栽ほか ●現況：家屋番号8021番地19 ●有害物質の有無：アスベスト含有吹付け材に係る要因の有無については、調査していないため不明。PCBについては、外観調査のみのため、その使用は確認することができていない。また、和歌山県所管課への公的資料調査によれば「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出は確認されていない。 ※公売対象の建物については、建物の南東部分（概測約49㎡）が取り壊されていますが登記簿上は残っています。そのため、公売対象の建物の床面積は概測 73.83㎡となっています。		

法的規制等 利用状況	【公法上の規制等】 *供給処理施設 上水道：引込可 下水道：なし 都市ガス：なし *用途地域等：非線引都市計画区域、第2種住居地域、津波災害警戒区域 *建蔽率：指定60% *容積率：指定200% *基準容積率：184% *埋蔵文化財包蔵地の指定：なし 【未登記建物について】 公売対象の土地の南部に、未登記の軽量鉄骨造の建物(概測約10m²)が存在します。
公売条件 その他	●公売財産は一括して公売します。 ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。 ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。 ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。 なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。 ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。 ●公売財産上にある未登記建物及び動産等は、公売の対象外です。 ●未登記建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。 ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。 ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。 ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。 ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

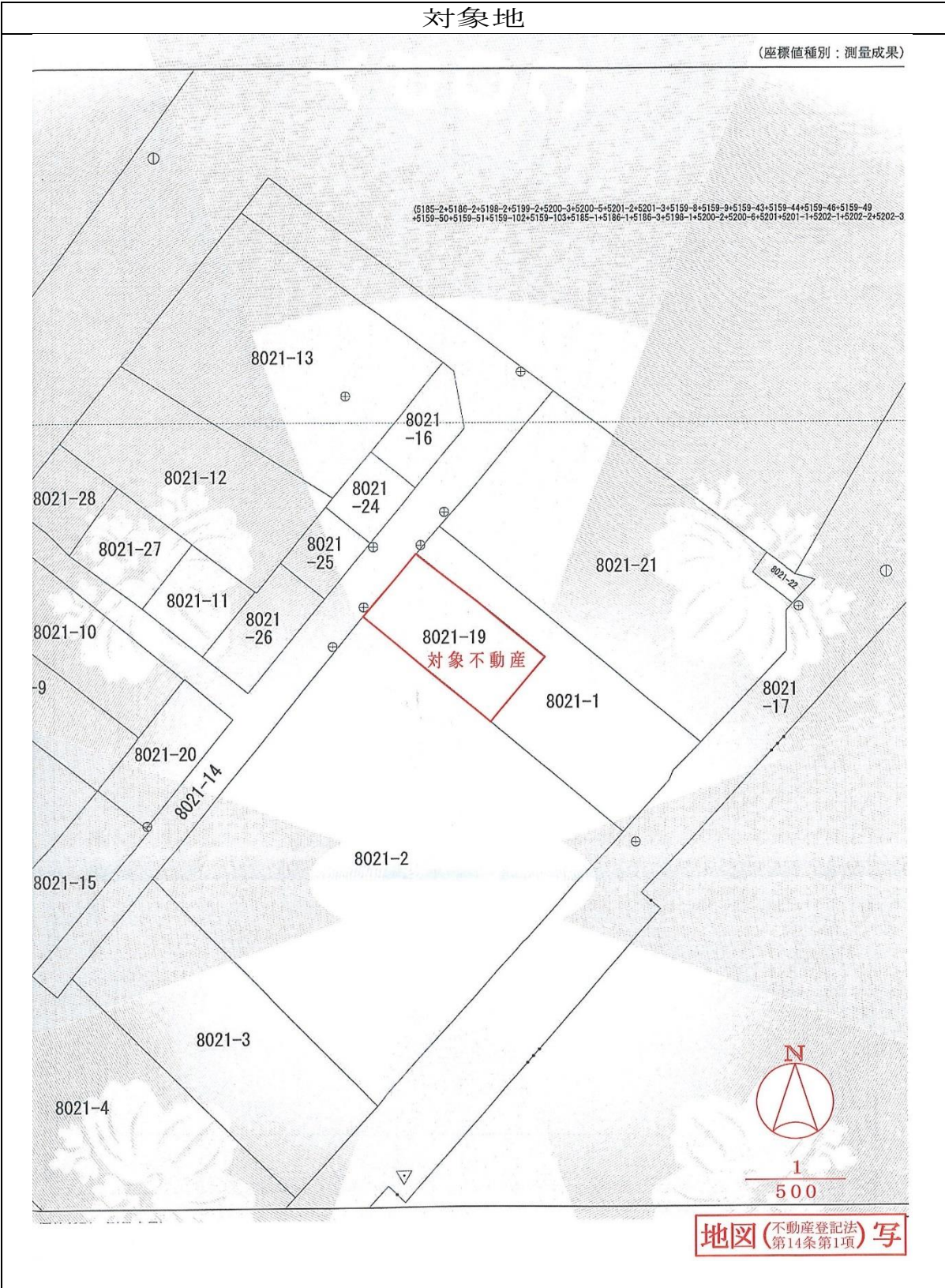
売却区分番号：機構30-1

所在図



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：機構30-1



売却区分番号：機構30-1

建物図面・各階平面図

法務局：建物図面・各階平面図より

昭和53年11月14日登記 151966 各階平面図	図号 53年 11月 14日登記 家庭番号 8021-19 建築物の所在 新宮市新宮一丁目番地8021番地19 建築物の名称 王子邸8021	建築物平面図 各階平面図
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		
建築主 土屋重雄 住所 新宮市新宮一丁目番地8021番地19		

請求番号：19-1

売却区分番号：機構30-1

現況写真

(建物正面および側面)



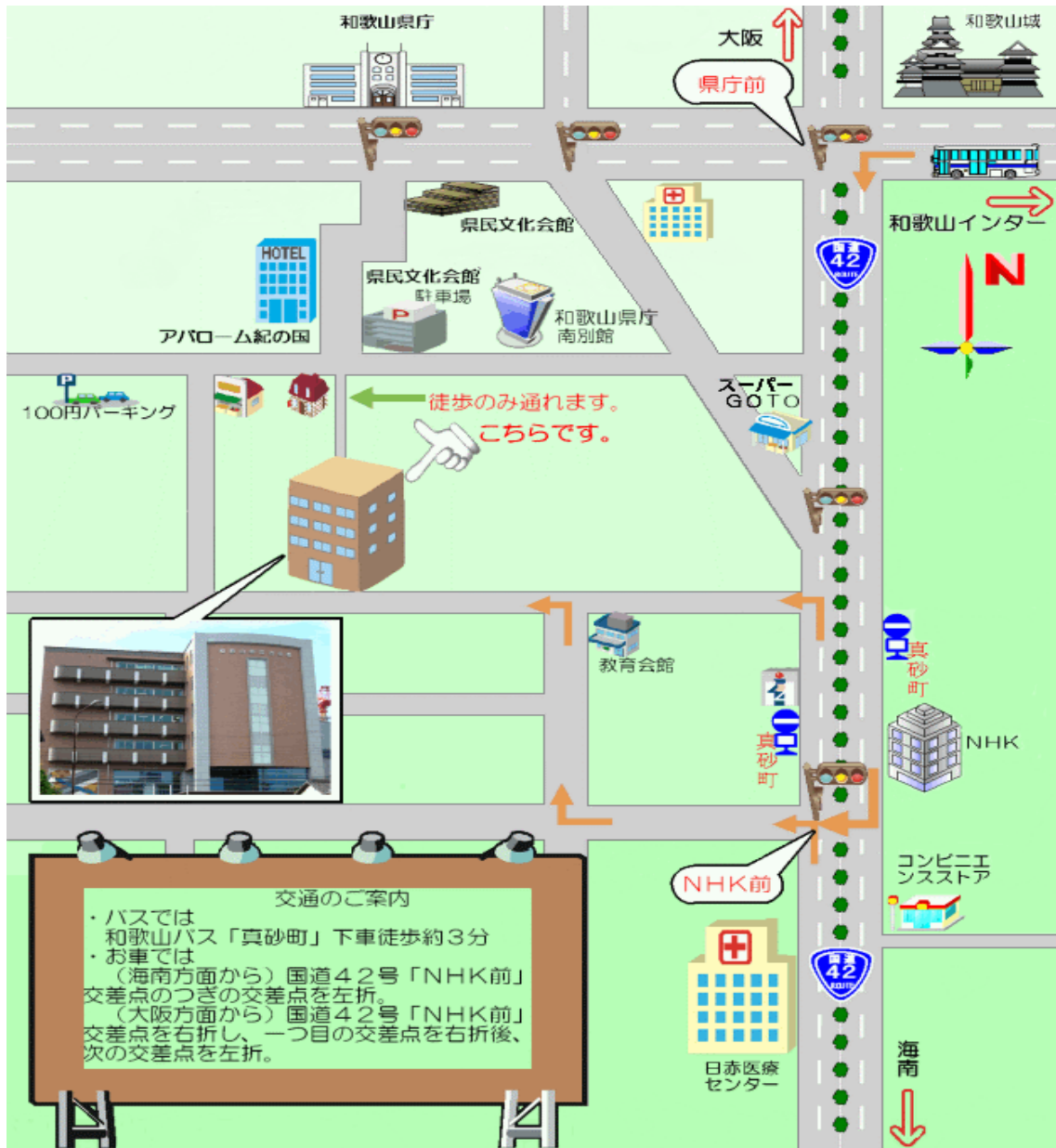
(建物裏側付近)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売会場のご案内

会場	和歌山県自治会館 3階304会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1
----	--



◎ 会場に関するお問い合わせ先
和歌山地方税回収機構
「不動産公売担当」

電話 073-422-3640